

当麻町いじめ防止基本方針

平成26年4月

当麻町教育委員会

(令和5年7月改定)

第1 方針の策定に当たって

1 はじめに

我が国では、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、平成26年には「いじめ防止等のための基本的な方針」が施行された。このことに伴い、本町においても同年4月に「当麻町いじめ防止基本方針」を制定し、学校との連携の下、町が有する産業や自然を活かした様々な活動を通して、地域全体で子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努めるなど、いじめ根絶に向けた取組を推進してきました。その結果、現在に至るまで、大きな事案の発生もなく、子どもたちの安心安全な生活が保たれています。

しかしながら、いじめは全ての子どもたちに関係する問題であり、いじめの芽はどの子どもたちにも、いつでも、どこでも起こり得るということを認識するとともに、私たち大人が危機意識をもって子どもたちの成長を見守ることが大切です。

令和5年3月の「北海道いじめ防止基本方針」の改定を受け、当麻町におけるいじめ問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化を踏まえるとともに、児童生徒に関わる町内関係機関等との意見交流を経て「当麻町いじめ防止基本方針」の改定を行いました。

今後も各校の取組の中で、本方針の改善点が明確になれば、その都度点検・見直しを加えながら児童生徒が明るく楽しく学校生活を送ることができるよう「いじめ」の対応にしっかりと取り組んでいける方針として改善を続けて参ります。

第2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念 [法第3条、道条例第3条]

いじめ防止等のための対策は、

- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であることを念頭に、児童生徒が安心して学習など様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめの行為がなくなるようにすること。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめの問題に関する認識を深めること。
- いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、教職員、保護者（家庭）、地域の人々など全ての関係者の連携の下、いじめの問題を克服すること。

を旨として行われなければならない。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっての留意点は次のとおりである。

- いじめを受けた児童生徒に、原因や責任があるという考え方は絶対にもたない。
- 児童生徒に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。
- 発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- 児童生徒に、望ましい人間関係を自ら構築していく力、人間関係を修復していく力を身に付ける。
- 児童生徒に、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義〔法第2条、道条例第2条〕

教職員一人一人がいじめの定義を正しく理解する必要がある。認知をめぐる現状として認知件数が多い都道府県と少ない都道府県で20倍近い開きがある。

したがって、個々人の中での「いじめの概念」で判断するのではなく、教職員間で定義を確認し合ったり、事例検討を行ったりなどの研修を実施し、次の要件に沿った判断を徹底する必要がある。

- 要件1 一定の人間関係にあること（学校外の塾やスポーツ少年団も含めて）
- 要件2 心理的又は物理的な影響を与える行為であること（インターネット上も含めて）
- 要件3 行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていること

いじめを理解するに当たっての留意点は次のとおりである。

- ア インターネットを介した誹謗中傷は、本人が気付かず、心身の苦痛を感じていない場合についても、いじめと同様の対応をする。
- イ 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- ウ 児童生徒の善意からの行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童生徒が、あるときは被害者になり、またあるときは加害者になるなど、被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実なども踏まえ、対応する必要がある。
- エ 相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教員の指導によらず良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめとして扱い法第22条及び北海道いじめの防止等に関する条例第23条に基づいて設置する「学校いじめ防止対策組織」で情報共有して対応する。
- オ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- カ 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば障がいのある児童生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒、被災児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童生徒には、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容（問題行動調査より）

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要がある。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- ア いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- イ いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ウ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により起こり得る。
- エ いじめは、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかり把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度のストレスとなり起こり得る。
- オ いじめは、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景をもつ児童生徒」などの人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態として次の2要件を示している。

要件1 いじめに係る行為が止んでいること。

□心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安に）継続している。

□いじめの被害の重要性等から必要な場合には、さらに長期の期間を設定する。

要件2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

□判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。

□苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及びその保護者に面談等で確認する。

※いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

※いじめが解消している状態であっても、再発の可能性、心理的な影響が消えない場合もある。関係する児童生徒を日常的に注意深く観察する必要がある。

3 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

(1) 学校の責務 [法第8条、道条例第6条]

学校は、いじめ防止、いじめ解消に向け、学校基本方針に沿って組織的な対応を徹底する。

① いじめを生まない環境、学校づくり

- ・「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」を徹底する。
- ・安心でき、他者から認められていると感じる「居場所・絆づくり」に努める。
- ・教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制の整備に努める。
- ・家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる活動や豊かな集団生活を送らせる。
- ・将来の夢やそれに挑戦する意欲をもたせる。

② 学校で育む力や心

- ・互いに認め合いながら課題を克服していく力
- ・相手のことを考えながらコミュニケーションを図る力
- ・社会性、規範意識、生命を尊重する心
- ・情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

③ いじめ問題への迅速な対応のために

- ・些細な変化・兆候であっても、いじめを看過、軽視することなく、積極的な認知に努める。
- ・いじめた児童生徒に対しては、事実確認を迅速・適切に把握した上で、その保護者と情報や互いの指導を共有しながら、謝罪の気持ちを醸成させる。

④ いじめを受けたり、いじめを知らせてきたりした児童生徒の安全の確保

⑤ 保護者、地域住民などより多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができる連携した取組の推進

(2) 教職員の責務 [法第8条、道条例第6条]

教職員個々の対応ではなく、学校基本方針に沿って組織的な対応を徹底する。

- ① 些細な変化・兆候であっても、いじめを看過、軽視することなく、積極的な認知に努める。
- ② いじめに係る情報を速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、組織的に対応する。
- ③ 事実関係を把握した上で、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- ④ 「学校いじめ対策組織」で決定した方針に従い、適切で迅速な指導を徹底する。
- ⑤ いじめの問題に適切に対応できる資質能力を身に付ける。

(3) 保護者の責務 [法第9条、道条例第7条]

温かい愛情に包まれ、心のよりどころとして、常に子どもの心に寄り添う姿勢を大切に
にする。

- ① 家庭や地域社会の中で、自尊感情を育むよう努める。
- ② 自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付ける。
- ③ 保護者は、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。
- ④ 日ごろから会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には子どもの心に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- ⑤ いじめ問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- ⑥ 保護する児童生徒が、いじめを受けている場合には、気持ちを受け止め心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努める。

- ⑦ 保護する児童生徒が、いじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、同じ過ちを繰り返すことがないよう児童生徒を見守り支える。

(4) 地域の役割 [道条例第8条]

学校、青少年育成団体、関係機関等の連携により、地域ぐるみで児童生徒を育む環境づくりに努める。

- ① 児童生徒が、学校外において多くの人々と人間関係を形成したり、自己有用感を感じたりできるよう様々な機会や場を学校関係者や既存の関係団体等の連携の下で提供する。
- ② 地域全体で児童生徒を守り育てていこうとする各種団体やボランティア等の協力を得て、児童生徒が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。
- ③ 学校等と連携を図り、地域における児童生徒の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深める。
- ④ 児童生徒の発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。
- ⑤ 児童生徒がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に努める。
- ⑥ 中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努める。
- ⑦ 就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じて、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。

第3 いじめの防止等のために実施する施策

1 いじめの防止等のために当麻町が実施する施策

(1) 「当麻町いじめ防止基本方針」（以下、「町の基本方針」という）の策定

[法第12条・道条例第11条]

- ① 「当麻町いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の対策の基本的な方向を示す。
- ② 町の基本方針に、「より実効的かつ地域の実情に応じた取組」、「いじめ防止のための啓発活動・教育的取組」、「町の基本方針の点検・見直しの取組」を盛り込む。
- ③ 町の基本方針を見直す際には、必要に応じ、保護者、地域住民、関係機関等や児童生徒の意見を取り入れる。

(2) 当麻町におけるいじめ防止体制 [法第14条、道条例第35条]

町内には、PTAをはじめとする学校教育関係団体、青少年健全育成町民ネットワ

ーク推進委員会をはじめとする社会教育関係団体など、多くの組織が構成されている。また、教育行政組織として、総合教育会議、教育委員会議、社会教育委員会議（兼学校関係者評価委員会）等が設置されている。

このように多くの教育関係組織が児童生徒の成長に大きく関与していることから、これらの既存の組織を活かし、有機的に機動力が発揮できる体制を整備することとする。

① 「当麻町いじめ問題対策協議会」の設置

ア 当麻町におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図り、適切な措置を講ずる「当麻町いじめ問題対策協議会」を教育委員会内に設置する。

イ 構成員

町長部局、教育委員会、学校、外部機関、団体等、実情に応じて決定する。

② 「専門委員会」の設置〔法第14条・道条例第36条〕

ア いじめ防止対策の推進に関する重要事項を調査審議するために当麻町いじめ問題対策協議会内に「専門委員会」を設置する。

イ 専門委員会の機能

- ・いじめ防止等のための調査研究、有効な対策を検討するための審議を行う。
- ・各学校からの通報や相談を受け、当事者間の調整等を行い、問題の解決を図る。
- ・各学校におけるいじめの報告を受け、必要がある場合には調査を行う。

ウ 構成員

専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、中立性・公平性の確保に努める。

③ 「いじめ問題調査委員会」の設置

ア 再調査を実施するために町長部局の総合教育会議内に「いじめ問題調査委員会」を設置する。

イ 調査委員会の機能

「専門委員会」が実施した調査報告を受けた町長が、当該報告に係る重大事態への対処又は、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定により調査の結果について改めて調査（再調査）を行う。

ウ 構成員等

専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、中立性・公平性が確保されるよう努める。

2 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策

第2-3 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割、第3-3 いじめ防止等のために各学校が実施すべき施策への支援

（1）いじめの未然防止のために〔道条例第13条〕

① 「特別の教科道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等

を充実させる。

- ② 児童会や生徒会の活動などにおいて、児童生徒自らが取り組むいじめ防止活動への支援を行う。
- ③ 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。
- ④ 学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒のプライバシーに十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う
- ⑤ 児童生徒、保護者、教職員に対して、いじめを防止することの重要性を啓発する。
- ⑥ 幼児期の教育において、幼児同士が関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、取組を推進する。また、幼児や保護者に対するいじめ未然防止の取組を推進する。（幼稚園教育への支援）

（2） いじめの早期発見のために [法第 16 条、道条例第 14 条]

- ① 児童生徒や保護者等からのいじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備するとともに、関係機関の相談窓口等を広く周知する。
- ② 学校を通じて児童生徒や保護者に対する定期的な調査を実施する。
- ③ 学校におけるいじめの防止等に関する取組状況について把握するとともに、取組への支援に努める。

（3） 関係機関等との連携のために [法第 17 条、道条例第 15 条]

いじめ防止等の対策が、適切に行われるように学校、家庭、地域、関係機関及び団体との連携の強化や、必要な体制の整備を行う。

（4） 人材の確保及び資質の向上のために [法第 18 条、道条例第 16 条]

- ① 教職員の資質能力の向上を図るため、いじめや人権教育などに関する研修を行う。
- ② いじめ防止を含む教育相談に応じる心理、福祉等に関する専門知識を有する S C や S S W を学校の求めにより積極活用する。

（5） インターネットを通じて行われるいじめへの対策のために

[法第 19 条、道条例第 18 条]

- ① ネットパトロールを実施するなど、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備する。
- ② 児童生徒及び保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめの防止と、効果的な対処のための啓発を行う。

（6） 啓発活動 [法第 21 条、道条例第 20 条]

- ① 児童生徒や保護者に対し、いじめが心身に及ぼす影響、いじめ防止の重要性、いじめに係る相談体制等についての広報・啓発活動を行う。
- ② 様々な機会や媒体を活用して、いじめ未然防止・いじめ解消に係る「保護者の責務」「地域の役割」について啓発する。

(7) 学校評価・教員評価における留意事項 [法第 34 条、道条例第 17 条]

- ① 学校基本方針に示された学校のいじめに関する取組を学校評価に位置付け、目標の設定、実施、評価し、評価結果を改善に結び付けるために学校と連携する。
- ② 学校基本方針に示された学校のいじめに関する取組を教職員評価に位置付け、いじめ防止のための組織的な取組への参画を積極的に評価するよう助言する。

(8) 学校からいじめの報告を受けた際の教育委員会による措置

[法第 26 条、道条例第 24・25 条]

- ① 当該学校に対し必要な支援や措置を講じるとともに、報告に係る事案については調査主体も含め学校と協議し、実施する。
- ② 必要がある場合は、学校教育法の規定に基づき、いじめを行った児童生徒の保護者に、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど適切な措置を行い、立ち直りを支援する。
- ③ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、区域外就学等の弾力的対応を検討し、措置する。
- ④ 被害、加害児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、双方の児童生徒や保護者に対する指導、助言、支援など、適切な措置を行う。

3 いじめの防止等のために各学校が実施すべき施策

「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」学校経営、学級経営、集団づくりに努める。

(1) 学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という）の策定

[法第 13 条、道条例第 12 条]

① 策定の意義

- ア 学校基本方針に基づき、組織としての一貫した対応が徹底される。
- イ 学校基本方針を児童生徒、保護者に周知することで、学校のいじめに対する姿勢が理解され、学校生活を送る上で児童生徒、保護者に安心感を与えるとともに、いじめへの抑止力につながる。
- ウ 加害児童生徒への支援の観点を学校基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援が理解され、適切な指導につながる。

② 町内各学校の取組として

- ア 町の基本方針及び道や国の基本方針等を参考にして、学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組内容等を学校基本方針として定める。
 - ・ 「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」環境づくりに向けた取組の方針
- イ 学校基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容を定める。
 - ・ 「学校いじめ防止プログラム」の策定など、計画的ないじめ防止に向けた取組の推進

- ・いじめ防止に向けた具体的な活動、事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の計画
 - ・アンケート調査、適切な対処のあり方等、「早期発見・事案対処マニュアル」の策定
 - ・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容の明示（5W1H）
 - ・加害児童生徒が抱える課題を解決するための具体的な対応方針
- ウ 取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校評価において、いじめ防止等のための取組指標及び成果指標を定めた評価・改善
 - ・学校いじめ対策組織を中心としたPDC Aサイクルによる点検・見直し
- エ 策定時や見直す際には、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。また、児童生徒の意見を取り入れるなど、分かりやすい学校基本方針となるように努めるとともに、内容を機会あるごとに説明したり、配布したりし、児童生徒、保護者、地域、関係機関、団体等に周知する。
- オ ホームページや学校便りへの掲載、学校内への掲示等により、児童生徒、保護者、地域住民に分かりやすく理解、確認できるような措置を講ずる。
- カ また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

（２） 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織 [法第 22 条、道条例第 23 条]

① 組織設置の意義

- ア 組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- イ 外部の専門家が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解消に資することが期待される。

② 町内各学校の取組として

学校は、法第 22 条の規定に基づき、「学校いじめ対策組織」を組織する。「学校いじめ対策組織」の主な役割としては、以下のようなものが想定される。

ア 「学校いじめ対策組織」の構成

- ・自校の複数の教職員（管理職、生徒指導部教諭、養護教諭、学級担任等、学校の実情により決定）、心理・福祉等に関する専門的知識を有する者、関係者により構成する。
- （「専門的知識を有する者」として、SC、SSWと医師等の外部の専門家）
- ・いじめ対策の企画立案や事案対処等を、全ての教職員が経験できるよう、組織の構成を適宜工夫・改善できる組織とする。（学校力の向上）
- ・いじめ防止の取組の企画・実践・検証・修正改善に当たっては、可能な限り保護者や児童生徒、地域住民の参画を得る。

イ 「学校いじめ対策組織」の体制整備

気付きを共有して早期対応につなげるため、いじめに係る情報を迅速に「学校いじめ対策組織」に報告できるよう、教職員が情報共有を行いやすい職場環境の

醸成に取り組む。（報告を怠ることは法に違反する行為であることを周知徹底）

- ・迅速、的確にいじめに係る情報を共有し、組織的、機動的に対応できる体制
- ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・児童生徒の些細な兆候や懸念、訴えなどを、迅速に報告・相談できる体制
- ・記録化を徹底し、複数の教職員の対応であっても個別に認知した情報を集約し共有できる体制

ウ 「学校いじめ対策組織」の役割

- ・学校基本方針に基づく組織的、計画的な実施・検証・改善の中核としての役割
- ・「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」環境づくりを行う役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・例) 児童生徒、保護者、教職員に、「学校いじめ対策組織」の役割を周知する。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

例) 朝の打合せ時に「学校いじめ対策組織」から、情報の収集を行う。

- ・いじめの情報があった際に緊急会議を開催し、情報の共有、アンケート調査、聞き取り調査による事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの解消まで、被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめ防止に係る校内研修など、学校基本方針に基づく取組を組織的、計画的に実施・検証・改善を行う役割
- ・学校基本方針の内容を、児童生徒や保護者、地域住民に容易に認識させる役割
- ・法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置 [法第 23 条]

① いじめの防止の措置 [道条例第 13 条]

ア いじめはどの児童生徒にも起こり得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に主体的にいじめ問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組ませる。

イ 教職員においては、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ウ 心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

エ 日常的に、児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。

オ 児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。

カ 配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、学級編成や学校生活の節目の指導に反映する。

- キ 人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- ク 児童生徒に自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。
- ケ 家庭や地域と連携を図り、町内が有する多様な教育資源を活用した教育活動や体験活動を推進し、豊かな情操や社会性、規範意識などを育む人権教育、道徳教育の充実を図る。
- コ 学級会や児童会・生徒会活動等において児童生徒自らが、いじめ防止に取り組む活動を奨励し、支援する。
- サ 「多様な背景をもつ児童生徒」については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- シ いじめ防止の重要性を理解するため、児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

② いじめの早期発見の措置 [道条例第 14 条]

- ア いじめは大人に気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、些細な兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりをもち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知するよう努める。
- イ 児童生徒との信頼関係の構築、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に努める。
- ウ 児童生徒の小さな変化やシグナルを見逃さないよう目配り、心配りを徹底する。
- エ 児童生徒の S O S の発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。
- オ 児童生徒や保護者からの相談体制を整備し、周知する。

③ その他のいじめに対する措置 [道条例第 16・17・18・24 条]

- ア いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- イ いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施する。
- ウ 教職員がいじめに係る情報を「学校いじめ対策組織」に報告し、情報を共有するための具体的な方法を定める。
- エ 情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」を実施する。
- オ いじめの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に進める。
- カ いじめを受けた児童生徒の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。

キ いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。

ク 道教委へいじめの問題について報告するとともに、関係資料の保存に当たっては、文書管理規程の保存年限を厳守する。

第4 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態とは〔法第28条〕

① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障がいを負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ア 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日の目安にかかわらず迅速に対応する。

③ いじめられて重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの申立てがあった場合

- ア 児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

(2) 重大事態の発生〔法第30条〕

- ① 重大事態が発生した場合には、町の基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処する。
- ② 事実関係を明確にする調査（アンケート調査、聞き取り調査等）を行う。
- ③ 同じような事態の発生の防止に努める。

(3) 重大事態の報告〔法第30条〕

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

(4) 調査を行うための組織（主体）

- ① 学校が調査する場合は、「学校いじめ対策組織」が行う。
- ② 教育委員会が調査する場合は、「専門委員会」が行う。
上記の場合には、③の「いじめ問題調査委員会」による調査を行う。

③ 調査結果に対する再調査を行う場合は、町長部局の総合教育会議内に「いじめ問題調査委員会」を設置し、行う。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめの行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したのか等をできる限り明確にする。

調査実施の際には、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。

2 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校または教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等、その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。

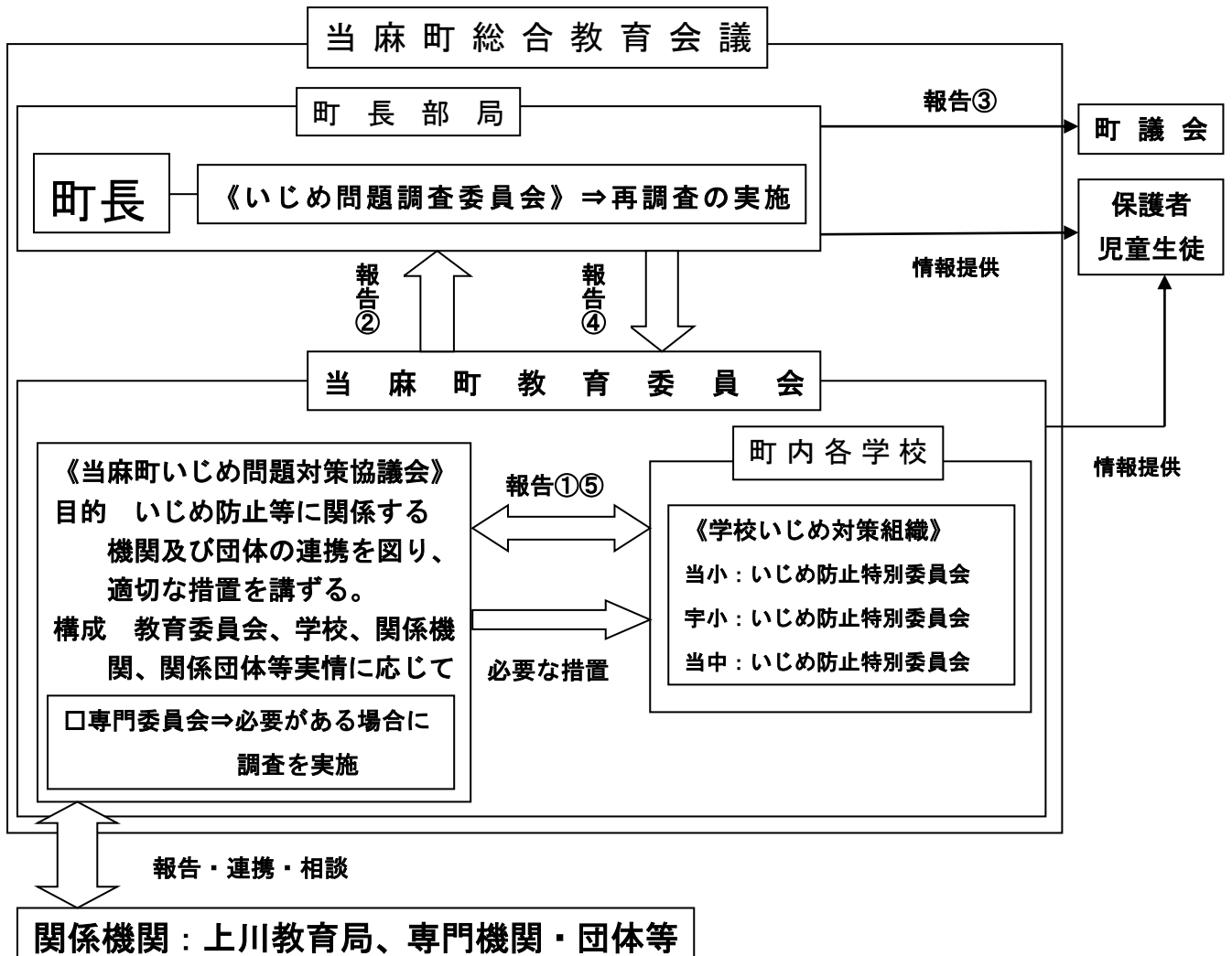
(2) 調査結果の報告

学校は教育委員会に、教育委員会は町長に、いじめ問題調査委員会は議会に調査結果を報告し、保護者や児童生徒に対しては適切に情報提供を行う。調査の実施については、「当麻町いじめ問題対策協議会」において、調査主体を判断、決定する。再調査については、以下の三点の状況が認められる場合に行い、4-1-(4)を参照。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>重大事態の対処に十分な結果が得られない。<input type="checkbox"/>同種の事態の発生の防止に十分な結果が得られない。<input type="checkbox"/>学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合。 |
|---|

《調査・報告等連絡組織図は、次のページ》

当麻町内の学校における重大事態の発生と調査・報告等連絡組織図



報告①⑤ ①いじめ発生の状況、学校で行った調査結果 ⑤専門委員会の調査結果報告
 報告②④ ②学校から受けたいじめの状況報告 ④再調査結果の報告
 報告③ 再調査結果の報告
 必要な措置 各学校のいじめの状況に応じた必要な措置(出席停止、区域外就学の手続き等)

第5 その他

本町のいじめ防止等の取組状況や国や道の動向等に適切に対応できるよう、基本方針の見直しを検討し、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。